

介護保険法施行令の一部改正について

老発 0122 第 2 号（令和 7 年 1 月 22 日）により介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布が通知されました。

改正の内容

介護保険の標準段階の第 1 段階及び第 4 段階の所得基準の一部について、80 万円から 80.9 万円に基準所得金額を見直すこと。（施行令第 38 条及び第 39 条関係）

施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

影響としては、介護保険料と介護給付（高額介護サービス費、高額医療・高額介護合算、居住費・食費の自己負担限度額）があります。

実際に適用されるのは、介護保険料は令和 7 年 6 月から、介護給付は令和 7 年 8 月からとなります。

徳島市作成のパンフレット「みんなのあんしん介護保険」は、現在この改正分は反映されておりませんので、訂正表の差し込みで対応しております。